

入札公告

自家用電気工作物（知事部局）の保安管理委託業務について一般競争入札を行いますので、入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

令和8年2月27日

高知県知事 濱田 省司

記

第1 一般競争入札に付する事項

- 1 委託業務名 自家用電気工作物（知事部局）の保安管理委託業務
- 2 業務番号 建委第8-1号
- 3 委託対象電気工作物 付表のとおり
- 4 案件の仕様書等 別に作成する仕様書による。
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間

第2 申請者の資格要件に関する事項

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業者で、県内に事務所又は営業所を持ち、審査基準日（令和8年1月1日）の前日において1年以上の自家用電気工作物の保安管理業務実績を有し、本委託業務の履行に際して高知県内在住の「保安業務従事者」を別紙に記す災害対策支部等である7施設へそれぞれ必要に応じて3名以上を配置できることとし（この配置の重複は認めないため、少なくとも21名の配置を要する）、その中から委託対象の事業場（以下事業場とする。）ごとに「保安業務担当者」を1名以上定められる者であること。

（注）保安業務従事者は、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号のイによる。保安業務担当者は事業場ごとに保安業務従事者の中から定める。保安業務担当者及び保安業務従事者は申請者の役員または従業員であること。また、各事業場を兼務してもかまわない。

- 2 事業場に2時間以内で到達できること。
- 3 受託実績（審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における受託実績（税込の契約金額）により算出した年間平均受託実績）が、1,000万円以上の者であること。
- 4 高知県における「令和6・7・8年度 競争入札参加資格者登録名簿（設備保守管理業務）」に登録されている者であること。
- 5 この公告の日から当該委託の入札の日までの間に、本県から高知県建設工事指名停止措置

要綱（平成 17 年 8 月高知県告示第 598 号）及び高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

6 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

7 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

第 3 申請書の作成に係る事項

1 申請書の交付

- (1) 交付期間 この公告の日から令和 8 年 3 月 12 日まで
- (2) 交付場所 〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県土木部建築課電気設備担当
電話(088)823-9808 FAX(088)823-4119
- (3) 交付方法 直接受け取り又は高知県土木部建築課のホームページ
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172101/>) からダウンロード

2 申請書の提出方法

- (1) 提出部数 1 部
- (2) 提出期限 令和 8 年 3 月 12 日 午後 5 時
- (3) 提出場所 高知県土木部建築課電気設備担当
- (4) 提出方法 直接持参すること。
(郵送又は電送による提出は認めない。)
- (5) 費用 提出者の負担とする。

3 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 指名競争入札参加資格（設備保守管理）決定通知書の写し
この決定通知書の交付を受けていない者は、参加できない。紛失等については、次の
手続部署に問い合わせを行うこと。
指名競争入札参加資格（設備保守管理）手続部署
高知県総務部管財課庁舎管理担当
〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
電話(088)823-9322 FAX(088)823-9254
- (2) 受託実績書（第 2 号様式）
受託期間、受託金額（税込）が分かる契約書の写し等を添付すること。
- (3) 技術職員名簿（第 3 号様式）

保安業務担当者及び保安業務従事者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。

第4 委託仕様書に関する質疑応答

委託仕様書の内容について質問がある場合は、1及び2に従い、書面（自由様式）を提出すること。

- 1 書面は、第3の1の（2）の高知県土木部建築課電気設備担当へ持参又は郵送（書留郵便に限る）若しくは電送（電話により着信を確認すること。）により提出するものとする。
- 2 書面の受付期間は、この公告から令和8年3月6日までの間、県の閉庁日を除く毎日とする。
- 3 質問に対する回答は、書面を受理した後速やかに電送するとともに建築課に掲示する。

第5 申請書の審査結果に関する事項

申請書の審査結果は、申請者に対し電子メールにより通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

通知予定日 令和8年3月17日

第6 入札に関する事項

- 1 入札予定日時 令和8年3月25日 午後3時
- 2 入札予定場所 高知県土木部建築課 7階分室
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL：(088)823-9808
- 3 予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格の者を落札者と決定する。

ただし、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札条件等

- （1）入札保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。
- （2）最低制限価格 設定しない。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は無効とする。

- （1）入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。
- （2）入札に際し不正の行為があったとき。
- （3）入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- （4）入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し又は不明なとき。

(5) 入札書の金額を訂正しているとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

第7 契約に関する事項

1 契約保証金について

落札者は、契約締結の際、契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

契約書の書式は高知県土木部建築課のホームページにおいて閲覧することができる。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022400350/>)

3 落札者が契約書に記名押印すべき期限

落札者は別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

第8 その他

1 入札参加者は、一般競争入札参加通知時に送付する入札心得の各条項を承知すること。

2 提出された申請書等は返却しない。

3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。

4 調達手続の停止等

令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件調達手続について停止等を行うことがある。

5 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。